

ロシアによるウクライナ侵略戦争を非難する決議

ウクライナをめぐる情勢については、昨年末以来、国境付近においてロシア軍増強が続く中、わが国を含む国際社会が、緊張の緩和と事態の打開に向けて懸命な外交努力を重ねてきた。

しかし2月21日、ロシアのプーチン大統領はウクライナの一部である「ドネツク人民共和国」「ルハンスク人民共和国」の「独立」を承認する大統領令に署名し、同22日、ロシアは両「共和国」との間で「友好協力相互支援協定」を批准した。その上で同24日ロシアはウクライナへの軍事侵攻・侵略を開始した、この侵攻は戦争以外の何物でもない。

このようなロシアの行動は、明らかにウクライナの主権及び領土を侵害し、ウクライナ国民が有する戦争の恐怖と欠乏から免れ、平和に生存する権利を侵害するものであり、武力の行使を禁ずる国際法の明確な違反であり、武力による威嚇及び武力の行使を禁ずる国連憲章の重大な違反である。力による一方的な現状変更は断じて認められない。この事態は欧州にとどまらず、わが国が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

大山崎町議会は、ロシア軍による侵略を最も強い言葉で非難する。そしてロシアに対し即時、攻撃の停止と全軍のロシア国内に撤収することを強く求める。またプーチン大統領が核兵器の使用を前提にするかのような発言をしていることは、言語道断であり、わが国は唯一の被爆国として強く非難する。

政府においては、ウクライナ在住の邦人の安全確保に全力を尽くすことはもちろん、国際社会と連携し、速やかな平和の実現のための、ロシアに対する更なる制裁、平和を希求するウクライナの人々への人道支援及び難民の更なる受け入れを含め、事態に対し迅速かつ厳格な対応をすることを強く要請する。

以上、決議する。

令和4年3月10日
大山崎町議会